

令和3年9月30日

門川中学校長 殿

門川町教育委員会

10月1日（金）以降の部活動（運動部・文化部）への対応について

9月30日（木）をもって、県の緊急事態宣言が解除されることとなりました。このことを受けて、町内の公共施設は、10月1日（金）から開放されます。
については、部活動について、当分の間、下記のとおりとします。

記

1 対応

- 十分な感染症対策を講じた上で、通常の活動ができることとする。
 - ・ 県内他校との交流（練習試合、合同練習）については、保護者の理解を十分に得た上で実施することができる。ただし、「感染急増圏域（赤圏域）」との交流は行わないこと。
 - ・ 県内での宿泊を伴う活動については、日向地区秋季中体連大会が終了する10月17日（日）まで禁止する。
 - ・ 県外他校との交流（練習試合、合同練習）については行わないこと。

2 留意事項

- 活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。
- 平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上以上の休養日とすること。
- 食事を伴う活動については、県の行動要請に従い、慎重に判断した上で実施すること。特に、県全体が「感染未確認圏域（緑圏域）」になるまでは、より一層の慎重を期すこと。

3 各種大会等の参加について

- 宿泊を伴わない県内大会等への参加については、特に制限はしない。
- 10月18日（月）以降の宿泊を伴う県内大会等への参加、選抜チームの合宿等、県外大会等への参加については、保護者の理解と協力を十分に得るなどして、慎重に判断する。
- 各種大会等への参加に際しては、国の感染拡大予防ガイドライン（令和3年6月2日付け スポーツ庁・文化庁）を参考にするとともに、主催者の感染予防対策を厳守すること。

4 その他

- 上記の対応は、9月30日時点のものであり、今後、町内及び県内市町村の感染状況等によっては、内容の変更を行う場合がある。その際は、適時連絡を行う。
- 不明な点がある場合は、適宜、教育委員会と協議すること。

（教育委員会 教育課）